

令和7年 2月 13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲良町長 寺本 純二

市町村名 (市町村コード)	甲良町 (25442)	
地域名 (地域内農業集落名)	横関 (横関)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年 2月 13日 (第 1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者の多くが離農し、農事組合法人6、株式会社1、認定農業者2、認定新規就農者1、耕作農家9人で農地を守っている。また、現在耕作している者の高齢化も進んでいる。集落全体での米、麦、大豆の作付を行い農地維持管理体制は構築されているが、国の補助金がなければ継続運営ができない状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

ブロックローテーションにより転作を実施しながら麦、大豆の作付を行っている。転作面積は40%を占め、水稲作付は各耕作者が行っている。今後は農地の集約化により効率の良い経営をめざし、高騰している肥料等の資材対策として経費削減に一層努めていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.79 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.79 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として横関における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を横関地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を利用して(農)ファーム横関を中心とした担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地について目標地図に基づいた農地中間管理機構による貸借を原則とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地の大区画化は一部取り組んだところはあるが、農業機械の大型化や効率化、コスト削減を見据え区画整備を検討していかなければならないと思われる。水路の経年劣化も踏まえ改修計画も考えなければならない。但しその費用の捻出については大きなネックと考える。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ぶどう栽培の認定新規就農者1人が生まれ地域の農業や農村を守っていけるメンバーが増えた。今後とも地域で農業者を支えあう取り組み、若者が参加できる農業を模索していきたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除(水稻・麦・大豆)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ⑤ブドウ栽培のスキル向上に努め、消費者に提供する。
- ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業
農地維持・資源向上実施